

平安・鎌倉時代における「解文」の接続詞について (一)

西村 浩子

目次

- 一、はじめに
- 二、順説の接続詞
- 三、逆説の接続詞
- 四、おわりに

一、はじめに

「解文」は、公式令に定められた「解」の様式を用いて書かれた上申文書（下意上達文書）の一種である。その内容の多くは、主に自己の不都合・不利益をもたらす事柄を上級機関に訴えて裁許を請う訴訟関係のものである。

佐藤進一氏は『古文書学入門』（一九七一初版）の中で、古文書の様式をその「歴史的発達」という点から「(一)公式様式(二)公家様式(三)武家様式」という三段の様式変化を考え、時代の推移にもかかわらず比較的变化発展の乏しかった非政治的な文書を別に「(四)上申文書、(五)証文、(六)帳簿類」と三大別して、あわせて六様式にわかつのが適当である。」とされる。(p.53)

解文はこの(四)の上申文書の一種であるから、氏の言われる「時代の推移にもかかわらず比較的变化発展の乏しかった」

様式にあたる。

しかしながら、林屋辰三郎・大学院古文書学ゼミナール「下意上達文書の変遷——「解」より「申状」へ——」（一九六八、「日本史学」創刊号）によれば、公式令に規定されている

A 式部省解 申其事

其事云々 謹解

の書出し（傍線部A）と書止め（傍線部B）に注目すると、特に書出しを「謹解」とする場合について、「奈良時代を通じ、書出しを『謹解』と修飾している解文はすべて一三二通、解全体に占める割合は一・九パーセントである。」⁽¹⁾そして、太政官以外へは「以解」として上申する⁽²⁾ところを「太政官以外への書止めにも(1)謹解……以解（奈良時代四三例）(2)謹解……謹以解（〃三四例）(3)謹解……以謹解（〃一九例）という修飾の変遷がたどられるのである。」としている。さらに平安時代になると、「すでに奈良朝期に見られた解式の乱れはますます進み、文頭・文尾に様々の修飾や字句の挿入が加えられてゆく。」ということである。その具体的な例は挙げられていないが、このような記述からすれば、様式としては乏しい変化であつても、言語事象については他にも何らかの変化が認められるという可能性が大きい。そこで平安、鎌倉時代、さらには室町時代へと政治体制の移行する中で「解文」にどのような言語事象の変化が現われるのか、それを明らかにしていきたいと考える⁽³⁾。

初めに触れたように、解文の内容の多くは裁許を請うものである。解文を提出し、自己の立場や利益を守る裁許を得るためには、即ち、自己の要求を遂行するためには、裁許を下す相手を「説得する」必要がある。その説得の方略には、大別して二つの方略があるように思われる。一つは論理的に文章を展開して理で詰めていく方略であり、一つは心情に訴える方略である。心情に訴えるとは、自己の正当性と相手方の不当性を印象付けることである。即ち前者は文章の構成に関わる事柄であり、後者は言語表現に関わる事柄である。

まず後者に関して言えば、それは強調表現ということになる。三保忠夫氏は、「古文書の強調表現法について」⁽⁴⁾という御論考の中で、「目的を遂行すべく文書を上申するとすれば、(中略)自己の道理(合法性)を主張し、かつ、相手側の非道(非合理性)を強調しなければならぬ。」と述べておられる。そして、「希代」と「言語道断」という事例を取り上げられた。

強調表現には、その他程度副詞の使用や比喻表現・対句表現等の修辞技巧等⁽⁵⁾も考えられる。これらについては通時的な視点も含め、稿を改めて別に論じたい。

さて前者に関しては、以前に拙稿において解文の文章構成について述べたことがある⁽⁶⁾。本稿では、この文章構成に関わるもので、文章の展開に必要かつ重要な役割を果たすと思われる、所謂「接続詞」を取り上げ、その使用に通時的変化⁽⁷⁾が認められるか否かを検討したい。

今回の調査では、平安時代から鎌倉時代の初期にかけての解文を調査し、そこに見られる接続詞を取り扱っている。また、検討の対象とした接続詞は、文章の展開に関わるものとして、文と文をつなぎ、「二つのものを論理的に結びつけて述べるのに用いる」⁽⁸⁾、以下のような「順説」と「逆説」の接続詞である。

〈順説〉ココヲモチテ(是以・以爰)、コレニヨリテ(因茲・依之・因之等)、シカレバスナハチ(然則・然即)、シカレバ(然者)、シタガヒテ(随)、ユエニ(故)、ヨリテ(仍)

〈逆説〉シカリトイヘドモ(雖然)、シカルニ・シカルヲ(而・然)、シカレドモ(然而)

これらの接続詞が使用されている解文の件数を調査し、一〇〇一年以降を三十年ごとに年代を区切り、その使用数に関する変化を見ることにした。尚、調査対象の解文は『平安遺文』と『鎌倉遺文』(第一巻から第五巻まで)のものであり、他の文書中に引用された解文も含んでいる。そしてその中で、一定の言語量を持ったものを対象とするために漢字一〇〇字以上のものを採用した。(用例は「平」が『平安遺文』所収、「鎌」が『鎌倉遺文』所収であることを表している。)

二、順説の接続詞

順説の接続詞は、その形態から次のように分かたれる。

A類 指示語を含むもの

a. 「ココ」「コレ」等を含むもの

ココラモチテ(是以・以爰)、コレニヨリテ(因茲・依之・因之・因此・由是)

b. その他の指示語を含むもの

シカレバ(然則・然即)、シカレバ(然者)

B類 指示語を含まないもの

シタガヒテ(隨)、ユエニ(故)、ヨリテ(仍)

それぞれについて、例を挙げる。

まず、A類の「指示語を含むもの」の中で a. 「ココ」「コレ」等を含むものは以下の通りである。

へココラモチテ

〔是以〕(三四例)

①更忘万民之撫育、只存一身之利潤、(中略)終無拋於容身、將流冗於他国、是以吏富国貧、物尽民失、

(平三三九、尾張国郡司百姓等解、永延二年(九八八年))

②謹検先例、官司是惣官、神主管撰之職也、是以自古来、随官司符判、供奉職掌、請預俸禄、其来尚矣、

(平五八二、官宣旨案所引、太神宮司大中臣兼任等解状、長曆三年(一一三九年))

〔以爰〕(二例)

③ 為何国領地也、為彼庄恣免山野木草、又立水難之面、可築彼堤哉、為何大井庄者、乍懸若干水難、不可力堤、申下院宣哉、以爰有御推察、為有重御沙汰、

(鎌一一三七、美濃国在庁官人等解状案、正治二年(一一二〇年)合)

コレニヨリテでは「因茲」が最も多く、次いで「因之」「依之」の順になる。

ヘコレニヨリテ

〔因茲〕(一一八例)

④ 而以去延曆七歲七月一日、專前少掾大伴宿禰山到来、更改大串尾立堺柱、因茲寺家主所材木悉伐損、

(平九、播磨国坂越・神戸兩郷解、延曆十二年(七九三年))

⑤ 而当郡司等、或差往還通送之役、晝夜追役、或班給交易雜物并正税、不論齋限、強行刑罰、自余濫行不可勝計、因茲年中修理、已致闕怠、

(平八三、太政官符案所引、神主祝部宮曆等解、承和十四年(八四七年))

〔因之〕(四三例)

⑥ 加之、郎從之徒、如雲散滿於部内、屠贖之類、如蜂移住於府辺、此等寔雖隔山川之境程、為思京洛之故郷、猶貪当国之土産、因之郡司迷心神、百姓無為方、

(平三三九、尾張国郡司百姓等解、永延二年(九八八年))

⑦ 度々背院宣并鎌倉殿御下文之間、依院宣、預御勸発、因之且取不当之名、其恐不少、

(鎌二五七、惟宗行能解、文治三年(一一八七年))

〔依之〕(三四例)

⑧ 謂天曆年中收納日記、寛仁四年往解帳、或注畠地子、或免田以外別注土田地子、及永承元年麦畠地子徵符文合三枚、以先日令経国覽已了、依之任前例可令徵之由、兩度庁宣令成下文了、

(平九五四、近江国愛智荘司等解、康平三年(一一〇六年))

⑨ 然近年平田御庄寄人等、請作寺領庄田畠、敢不随所勘、且恐御威、且猛惡、無田責徵、依之曩聖万代之遠功、空為

彼等之潤沢、常燈佛供之勤、動以闕怠、
(平一七七八、政所下文所引、弘福寺所司等解状、天永三年(一一二二年))

「因茲」「因之」「依之」は各々の解文により何れかが選択されており、用法上・意味上の大きな差異は認めがたい。尚、峰岸明氏の平安時代の古記録十文献(貞信公記・九曆・小右記・権記・御堂関白記・左経記・春記・水左記・帥記・後二条師通記)の御調査によれば、接続詞「コレニヨリテ」の漢字表記は、「因茲」「因之」「依之」の間には「語義に関わるさしたる差異は認め難い。」ということである。又、「因之」は各文献に共通して使用されており、しかも多くの文献で主表記となっている。それらの文献では副表記にどの漢字表記を使用するかによってその特色が示される。」ということである。

(p 678、679)

一解文中にこれらのうちの二種が使用されている場合について、その組合せを見てみると、「因茲―依之」が五例(平二九一九、三三三四、四一四一、鎌一〇七二、一九二七)、「因茲―因之」が一例(平七〇二)である。「依之―因之」の組合せは見られない。これらは五六五件中六例であり、約一〇%程度である。「因茲」と「因之」「依之」の用法上・意味上の差異は今後詳しく検討していきたい。

〔因此〕(一例)

⑩凡大会嚴重、齋筵儀式、自昔至今、有増無減、是本朝仏法の濫觴、我国希代之齋會也、自宗他宗之碩徳、為期披映、
専寺他寺之英賢、因此挑燈、誠鎮護國家之鴻基、興隆仏法之勝躋也、
(平二九三七、興福寺衆僧等申状、保元三年(一一一五年))

〔由是〕(一例)

⑪就中免田分臨時雜役皆免之御判、近代未有事也、當時本家今適令申成皆免之庁宣、兩度明白也、由是須准、
寺亦充徵種々雜事也、
(平九五四、近江國愛智莊司等解、康平三年(一一六〇年))

次に、b. その他の指示語を含むものの例である。

平安・鎌倉時代における「解文」の接続詞について (一)

〈シカレバスナハチ〉

〔然則・然即〕〔五六例〕

- ⑫ 至 薦生御牧、件名張河、始從桜瀬頭流北、迨箕輪流至未申方笠間河川合、件御牧即此箕輪内地也、然則治田新開田并公田等、是廻薦生御牧南四至高岑腰如帶、添萱山下、（平二八九、伊賀国夏見郷刀禰等解案、康保三年〔九六六年〕）
- ⑬ 而東寺国司背於旧例、恣燒亡仙人之住宅、損滅所作之田畠等、不令安土者、杣工等交跡於山林、難勤仕御寺 例役、殆可亡身命乎、然即国司 所為甚以左道也者、杣人等為愁莫過於斯、

（平七六七、伊賀国玉瀧杣湯船等四村工解、天喜四年〔一〇五六年〕）

〈シカレバ〉

〔然者〕〔四七例〕

- ⑭ 右件田、故奉恒号預御納所田依掠取、前祭主御時 処、不出対指公驗、仍無其理之由、任使勸状、如本可寬丸名田之由、所被与判也、然者奉恒無所陳弁、□請弁官物已了、其由在副進書状、

（平一四〇二、民有年解案、承德三年〔一〇九八年〕）

- ⑮ 就中当山者、蒙可為將軍家御祈所之仰、既及数十年、進御卷数於関東、于今無懈怠、然者住僧等、当御時者仰可蒙御憐愍之旨処、剩往古寄進免田仁 被別当職成下事、愁^{（中カ）}□大訴也、

（鎌三〇一一、備前金山寺住僧等解、貞応元年〔一二二二年〕）

さて、B類の指示語を含まないものは、「ヨリテ（仍）」が最も多く、次いで「シタガヒテ（随）」となる。

〈ヨリテ〉

〔仍〕〔三六一例〕

解文の文章末には「以上のような理由によりこの状を記した。」という意味の文が記されるが、「仍」はその文頭によ

く用いられている。

⑯ 仍注具状、以解 (平九、播磨国坂越・神戸両郷解、延暦十二年〔七九三年〕)

⑰ 仍勒在状、謹解 (平一六九二、東寺所司解案、嘉承三年〔一一〇八年〕)

また、文章末だけでなく文章中に用いられる場合もある。

⑱ 爰今年適忝分優、頗預公俸、仍割件数、已宛其料、若非付公帳、恐難期永年

(平二八四、太政官符案所引近江国解、康保元年〔九六四年〕)

へシタガヒテ

〔隨〕(九二例)

「隨」は、「隨則」「隨即」のように「則」あるいは「即」が下接する場合が多い。このような例は、九二例中に三三例見られる。

⑲ 抑件率分加徴物、或令春運米色、或充負交易絹布糸綿柒油等、充直絹者足別四五十束、手作布八束以上、信濃布麻布五六束以下、糸綿油柒苧等直不幾、其隨即徴使面々所責取土毛供給料物等、過於本物、有於五六倍、

(平三三九、尾張国郡司百姓等解、永延二年〔九八八年〕)

⑳ 件社神主職大中臣氏所勤仕也、仍忠正以去正曆三年八月十三日、補任神主大中臣吉見死闕之替畢、隨勤仕神事、專無闕怠、

(平四六七、大和国司解案所引、神主忠正解状、寛弘九年〔一一〇二年〕)

へユエニ

〔故〕(一五例)

「ユエニ(故)」はB類の他の例と異なり使用数は少ない。

㉑ 待弥勒出世之間、吾山不可破壊、故号金剛峰、感如此事、

(平四四六、紀伊国金剛峰寺解案、寛弘三年〔一一〇六年〕)

②随無當時牢籠、雖須任其旨、依無一圓之地、令散在諸郷之間、向後若不信之宰吏奸濫之目代等出来者、被致濫妨、御油定及闕亡歟、故返上作諸郷散在燈油田二百六十丁、可令一圓便宜之由、先日令言上子細之時、可無後時訴之様相計、
(鎌八七九、官宣旨所引、東大寺大和尚重源解狀、建久七年(一一九六年))

以上の順説の接続詞を年代別にまとめると、表1のようになる。

この表からわかることは、A類の「指示語を含む」ものうち、aの「コレヲモチテ」は「コレニヨリテ」よりも少なく、順説の接続詞は「コレニヨリテ」が多用される傾向にある。また、「コレニヨリテ」の中では「依之」は年代と共に増加傾向にあるが、反対に「因之」は減少傾向にあると言えよう。「因茲」については大きな変化は認められないようである。解文についてはこのような傾向がうかがえるが、他の文書においても同様の傾向が見られるか否か、今後調査を進めて行きたい。

A類bについては、「シカレバスナハチ(然則)」が「シカレバ(然者)」よりも早く見られるが、これについては解文だけではなく他の文書の状況も検討する必要がある。

B類については、「シタガヒテ(随)」はやや減少傾向にあるようである。

「ヨリテ(仍)」について、文章末で使用される場合と文章中で使用される場合の割合を年代毎に調査してみると、表2のようになる。「仍」が⑯⑰のように主に文章末で用いられるのは二一五例、⑱のように文章中で用いられるのは一四六例である。

この表からすると、一一八一年から一二二〇年の頃を境に文章末での使用は、減少傾向にあるようである。

三、逆説の接続詞

逆説の接続詞は、「シカリトイヘドモ(雖然)」、「シカルニ(シカルヲ)(而・然)」、「シカレドモ(然而)」である。

表1

計	〽 二二 三〇	〽 二二 八〇	〽 二二 八〇	〽 二二 五〇	〽 二二 九〇	〽 二二 九〇	〽 二二 六〇	〽 二二 三〇	〽 二二 〇〇	七 九 三	年代	解文 の 件数	A		B	
													是 以	コ コ ラ モ チ テ		類
565	67	166	110	69	67	33	31	9	13							
34	5 (7.5)	10 (6.0)	7 (6.4)	6 (8.7)	2 (3.0)	1 (3.0)	2 (6.1)		1 (7.7)				以 愛			
1		1 (1.5)														
118	18 (26.9)	25 (15.1)	22 (20.0)	18 (26.1)	15 (22.4)	7 (21.2)	7 (22.6)	1 (11.1)	5 (38.5)				因 茲			
43	3 (4.5)	5 (3.0)	6 (5.5)	3 (4.3)	7 (10.4)	6 (18.2)	9 (29.0)	2 (22.2)	2 (15.4)				因 之			
34	9 (13.4)	9 (5.4)	11 (10.0)	2 (2.9)	2 (3.0)		1 (3.2)						依 之			
1			1 (0.9)										因 此			
1							1 (3.2)						由 是			
56	8 (11.9)	13 (7.8)	18 (16.4)	4 (5.8)	7 (10.4)	3 (9.1)	1 (3.2)		2 (15.4)				然 則	シ カ レ バ ス ナ ハ チ		
47	6 (9.0)	18 (10.8)	14 (12.7)	6 (8.7)	3 (4.5)								然 者	シ カ レ バ		
361	42 (62.7)	100 (60.2)	83 (75.5)	41 (59.4)	25 (37.3)	28 (84.8)	27 (87.1)	6 (66.7)	9 (64.3)				仍	ヨ リ テ		
92	5 (7.5)	23 (13.9)	12 (10.9)	15 (21.7)	16 (23.9)	8 (24.2)	7 (22.6)	3 (33.3)	3 (23.1)				随	シ ダ ガ ヒ テ		
15	1 (1.5)	5 (3.0)	1 (0.9)	2 (2.9)	2 (2.9)	1 (3.0)	1 (3.2)	2 (22.2)					故	ユ エ ニ		

平安・鎌倉時代における「解文」の接続詞について (一)

表2

計	〽 一一二 一一二 一一三 一一〇	〽 一一二 一一八 一一一 一一〇	〽 一一一 一一五 一一一 一一〇	〽 一一一 一一二 一一一 一一〇	〽 一〇九 一一一 一一〇 一一〇	〽 一〇六 一〇九 一〇六 一〇六	〽 一〇三 一〇一 一〇一 一〇一	〽 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	〽 七九 七九 七三 七三	年代
215	17 (40.5)	52 (52.0)	55 (66.3)	26 (63.4)	17 (68.0)	18 (64.3)	21 (77.8)	3 (50.0)	6 (66.7)	文章末
146	25 (59.5)	48 (48.0)	28 (33.7)	15 (36.6)	8 (32.0)	10 (35.7)	6 (22.2)	3 (50.0)	3 (33.3)	文章中
361	42	100	83	41	25	28	27	6	9	計

逆説の接統詞で最も多いのは、「シカルニ（シカルラ）（而・然）」であり、次いで「シカレドモ（然而）」、「シカリトイヘドモ（雖然）」となる。

例を示す。

〈シカルニ（シカルラ）〉

〔而〕（三五六例）

⑳ 仍宛山守使令治守林、経序年、然自八歳以来、不（預カ）

〇

宿禰家使、而以去延曆七歳七月一日、専（今）前少掾大伴

宿禰山到来、更改大串尾立堺柱、

（平九、播磨国坂越・神戸両郷解、延曆十二年（七九三年））

㉑ 謹検案内、件小野幡織村々者、実眞先祖相伝私領也、領掌無妨、以件地利所勤仕来神役也、而助康動致濫妨之間、可停止其妨之由、代々所成給之政所御下文及数度、子細見副進状、

（鎌一五七六、摂政藤原良経家政所下文所引、大禰宜実員解状、元久二年（一一〇五年））

〔然〕（三三七例）

㉒ 謹案太政官弘仁二年九月廿三日・同三年五月三日兩度下国符備、神戸百姓等、永停止公役、専勤神事者、然至祝部等、可差他役而国司背符旨、或令兼擬郡司職、或差仰厨家綱丁、

（平一八四、太政官符写所引、神祇官解、昌泰三年（九〇〇年））

㉓ 設雖非清宗之母方之祖父之所領所帯仁、苟清宗彼智圓之嫡子也、何不得处分哉、然為後母被讒言、

（鎌一六七二、安部清宗解、建永二年（一一二〇七年））

〈シカレドモ〉

〔然而〕（七二例）

㉔ 件東南四至内、敢不可有他領、然而件名張河西、薦生御牧上方、添山所在寺神領田畠、私人領地公田其数已多、或号

大屋戸、或号夏焼、然而其領主各別也、

(平二八九、伊賀国夏見郷刀禰等解案、康保三年(九六六年))

⑳ 謹檢案内、件南北条・長沼・神崎開発田畠者、豊原庄加納半不輸地也、然而為潮損不熟之常々荒野、敢無庄公之依怙、

(鎌七八九、官宣旨案所引、大和尚重源解状、建久六年、(一一九五年))

へシカリトイヘドモ

〔雖然〕(五六例)

㉑ 放三箇条、則今六箇条未放知、是只為横法非行、所拘惜也、雖然依勅宣之嚴、所々普散

(平三三九、尾張国郡司百姓等解、永延二年(九八八年))

㉒ 謹檢案内、件畠者依行之母源氏中子開発荒野、寄進^(既カ)経年序畢、雖然依宇治刀禰等之訴、雖致御領与寺領相論、任^(由カ)緒、

令寄加所当官物寺領者、承前之例也、

(平三三〇〇、某莊田堵大江依行解、長寛二年(一一六四年))

以上の逆説の接続詞を年代毎にまとめたものが、表3である。この表によれば、逆説の接続詞で多用されるのは「シカルニ(シカルヲ)」であり、その漢字表記は「而」が圧倒的に多い。また、年代による使用量の差はあまり認められないようである。その他のものについても年代による差はあまり認められないようである。

ここで、これら逆説の接続詞を一解文中で二種類以上使用している(漢字の異なりも含む)ものを見てみると、五六五例中に七七例(一三・六%)である。それをパターン別に年代毎にまとめてみたのが表4である。

最も多い組合せは、「而」と「然而」の組合せであり、次いで「而」と「雖然」の組合せである。年代を追って見ると、一一二一年から一一五〇年のあたりを境として、その組合せの種類も増えているようである。

四、まとめ

解文に見られる接続詞について、順説と逆説に限り、七九三年から一二二六年までの四三三年間の使用量の数的変化

表3

計	一〇三〇	一〇八一〇	一一五八〇	一一二五〇	一〇九二〇	一〇六一〇	一〇三六〇	一〇〇三〇	七九三〇〇	年代	解文の件数		用例数 (%)
											而	シカルニ・シカルラ	
565	67	166	110	69	67	33	31	9	13				
356	42 (62.7)	97 (58.4)	72 (65.5)	40* (58.0)	44 (65.7)	24 (72.7)	23 (74.2)	6 (66.7)	8 (61.5)	而			
37	6 (9.0)	13 (7.8)	7 (6.4)	4 (5.8)	4 (6.0)		2 (6.5)		1 (7.7)	然			
72	10 (14.9)	24 (14.5)	10 (9.1)	10 (14.5)	8 (11.9)	3 (9.1)	4 (12.9)	1 (11.1)	2 (15.4)	然而			
56	7 (10.4)	12 (7.2)	15 (13.6)	9 (13.0)	4 (6.0)	6 (18.2)	2 (6.5)		1 (7.7)	雖然			

* 「而ヲ (シカルヲ)」1例 (平 2124)

平安・鎌倉時代における「解文」の接続詞について (一)

表4

鎌倉時代語研究

計	〽 一一三〇	〽 一一八〇	〽 一一五〇	〽 一一二〇	〽 一〇九〇	〽 一〇六〇	〽 一〇三〇	〽 一〇〇〇	〽 七九三〇	年代
11	2	2	3	3			1			而+然
32	5	10	3	3	4	2	1	1	3	而+然而
23	2	5	6	5	2	2	1			而+雖然
2							2			然+然而
3	1	1			1					然+雖然
1			1							然而+雖然
1	1									而+然+然而
4	2	2								而+然+雖然

を見てきた。

具体的には、

I 順説の接続詞の中で、増加傾向のものと減少傾向のものとが見られる。

①「ココ」「コレ」等の指示語を含む「コレニヨリテ」型に数量的変化が見られる。「コレニヨリテ」の漢字表記に関しては、「因之」は減少傾向にあるが、「依之」は増加傾向にある。

②「ヨリテ」(仍)は文章末で用いられる事が多かったが、一一八一年から一二一〇年のあたりを境として、文章末での使用が減少し、文章中での使用が増加傾向にある。

II 逆説の接続詞では全体的に大きな増加・減少傾向は見られない。しかし、その組合せの種類に変化が見られる。一

一二一年から一一五〇年のあたりを境に一解文中に複数の逆説の接続詞を使用する傾向が現われている。

順説と逆説の接続詞に限っていえば、今回の調査ではその使用量や使用種類について、およそ十二世紀半ば以降を境として変化が認められるようである。この背景については、今後考えていかなければならない。

今回は順説と逆説の接続詞に限ったが、今後他の接続詞に関しても数量的な変化が認められるか否かを検討していく予定である。また、鎌倉時代中期・後期の解文に関しても更に調査を進めなければならない。そして、平安時代・鎌倉時代を通して政治体制の移行する中で、ある程度様式の定まった文書の中に見られる言語事象の変化とその傾向を明らかにし、変化の背景について検討していきたいと思っている。

注

(1) この論文では、『修飾』について、「解に対する修飾は、このようにまず発信人の受取官司もしくは受取人にたいする卑屈な感情より始まり、ことさらに丁寧な表現をとらせるに至ったと思われる例が、すこぶる多いのである。」と解釈されている。

- (2) 「令義解」(新訂増補国史大系本)には、「上ニ太政官及所管。並為レ解。(中略)其非レ向ニ太政官者、以レ々代レ謹。」(太政官以外に出ず場合には「謹」ではなく「以」を用いよ。)とある。
- (3) 「解文」が「申状」「訴状」等と呼ばれることもあるが、ここでは裁許を要請するために上級機関へ提出するものを一括して「解文」と呼ぶことにする。
- (4) 「島大国文」第九〇号、一九八〇年。
- (5) 拙稿「真福寺本『尾張国解文』の対句表現について——文章構成との関連において——」(鎌倉時代語研究第十二輯、一九八八年)
- (6) 拙稿「平安時代における解文の文章構成について——『尾張国解文』を中心として——」(国文学攷第一一六号、一九八七年)、「平安時代の『解文』における文章構成の類型的性格」(鎌倉時代語研究第十三輯、一九九〇年)
- (7) 表白文の接統詞に関して、院政期の表白文の文章に接統詞の類を豊富に用いる傾向が存するようであるという山本真吾氏のご指摘がある。「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」国語学一四九、一九八七年
- (8) 「接統詞」の分類に関しては多くの先学の研究があるが、ここでは市川孝氏の昭和五十一年の分類(岩波講座 日本語 6 文法 I 6 副用語)に従う。
- (9) 「シカウシテ」は文中の「而」字を読むか否かの判断にも関わるため、今回は取り上げなかった。
- (10) 一〇〇〇年以前は、解文の件数が非常に少ないことから、一括した。
- (11) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』一九八六年。

〔付記〕

本稿は、第十七回鎌倉時代語研究集会における口頭発表をもとにして成稿したものである。席上、小林芳規先生に貴重な御意見を賜わった。記して、感謝の意を申し上げる次第である。